

井原市立井原市民病院

訪問リハビリテーション運営規定

井原市立井原市民病院が実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対して、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第3条 訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称および所在地は次の通りとする。

- （1）名 称 井原市立井原市民病院
- （2）所在地 岡山県井原市井原町 1186 番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者 1名
- 医師 1名
- 理学療法士又は作業療法士 1名以上

第5条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、医師、理学療法士及び作業療法士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション計画に基づいて、基本的動作能力または応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な次の指導を行う。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ リハビリマネジメント
- ④ 運動器機能向上

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜から金曜日

ただし国民の祝日、振替休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分。

(3) 電話により午前8時30分から午後5時15分まで連絡可能な体制とする。

午前8時30分から午後5時15分までは訪問リハビリテーション担当者により対応する。

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーションの種類は次の通りとする。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

- 2 訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、基本的動作能力または応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 この事業所の、通常の事業の実施範囲は次の通りとする。

井原市内

(利用料その他の費用の額)

第9条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている割合を適用する。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、井原市内とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対して、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

- 3 事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害その他、やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した訪問リハビリテーションの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情対応)

- 第13条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、訪問リハビリテーションサービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行わなくてはならない。
- 2 事業者は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立て等が行われたことを理由として、利用者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 苦情対応者は重要事項説明書に定めるものとする。

(その他運営に関わる重要事項)

- 第14条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた時に随時
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持されるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 リハビリテーション計画、サービス提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情内容等の記録、事故の状況等の記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、井原市立井原市民病院が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。(一部改定)

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(一部改定)